

# ● 上下水道のしくみ(上下水道設備の管理区分)

## ご家庭の上下水道(給水装置、排水設備)の管理は？

### ご家庭の給水装置・排水設備は皆さまの財産です

給水装置は、建物の所有者が設置したもので、市上下水道部が貸与している水道メーター以外は所有者の財産です。  
したがって、給水装置の維持管理は所有者(使用者)が行い、修理などの費用は所有者(使用者)である皆さまの負担となります。ただし、道路部分の漏水などの修理は市上下水道部が行います。  
同様に下水道へ接続するための排水設備についても所有者の財産であり、維持管理は所有者が行うことになります。



### まとめしき



給水装置とは、道路に埋めてある水道本管(配水管)から各家庭に引き込む給水管と、これに取り付けてある止水栓や水道メーター、蛇口など全般を言うのじゃ。

